26 日工会第 204 号
2026 年 7 月 1 日

輸出管理委員会
輸出管理部会委員　殿

（一社）日本工作機械工業会

輸出管理委員会　第 11 回輸出管理部会 記録

1.日　時　2026 年 6 月 26 日（金）13：00～17：00

2.形　式　対面形式及びオンライン形式

3.会　場　機械振興会館 5 階「5S-2」会議室

4.出席者（順不同、敬称略）計 25 名：うちオンライン参加 14 名

部 会 長	大友　明宏（芝 浦 機 械）	
副部会長	柴田圭太郎（ジェイテクト）	
委　　員	淺羽　隆好（エンシュウ）	柴田　明仁（オ ー ク マ）
同	佐藤　忠仁（オ ー ク マ）	大橋　敏雄（ジェイテクト）
同	堀内　雅志（ｼﾁｽﾞﾝﾏｼﾅﾘｰ）	久保田晃正（スター精密）
同	小澤　裕二（高 松 機 械）	堀井　邦弘（ツ　ガ　ミ）
同	中平　弘樹（DMG 森精機）	吉村　　司（中村留精密）
同	久良　賢二（ﾆﾃﾞｯｸﾏｼﾝﾂｰﾙ）	宮嶋敬一郎（ファナック）
同	中村　　真（ブラザー工業）	㈹廣末　充浩（ホ ー コ ス）
同	山田　裕樹（牧野フライス）	七井　正三（三 井 精 機）
同	河合　泰弘（三 菱 電 機）	菊川　真也（三 菱 電 機）
同	大西　健介（ﾔﾏｻﾞｷﾏｻﾞｯｸ）	
研 究 員	松浦　和雄（日本工作機械工業会）	
ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ	片山　健三（池　　貝）	
事 務 局	礒嵜　裕行、下里　拓朗	

5.議　事

冒頭、大友部会長より「第 11 回輸出管理部会に出席をいただき感謝を申し上げる。オンラインとの併催ではあるが熟議を尽くしたい。」旨の挨拶があった。

続いて、新たに部会委員として参画された三菱電機の菊川氏より挨拶があった。

（１）EL 許可までに時間を要した事例および断念した事例の把握調査について

①EL 許可までに時間を要した事例および断念した事例の把握調査について、発案者である㈱池貝の片山輸出管理委員にオブザーバーとして参加い

ただき、資料 No.1 に基づき説明があった。

ア．当社では、EL 許可に 90 日以上要した事例はないが、実際に 90 日を超えた場合に、どのような対応すべきか判断できる指標が欲しいと考え、今回の調査を提案した。

イ．アンケートでは、受理後 90 日を超えた案件の終結状況（許可、取下げ、不許可など）、90 日を超えて許可となった案件で最終的に許可取得に有効であった資料や対応内容、輸出先国などの情報を把握したい。

②大友部会長より、以下要旨の発言があった。

ア．調査の対象期間はどのくらいか。

⇒調査期間は 2025 年 3 月から 2026 年 4 月までを想定している。（片山委員）

イ．先日開催された、第 2 回正副委員長会議において今期の活動案を審議した際、以下の意見が挙がった。

a. 不許可となった案件についてもアンケートの対象とした方がよい。

b. 最近は経済産業省側への申請件数が増加し、許可までに時間を要している状況であることから、本調査の集計結果をもって経済産業省に改善を求めることとならないよう配慮すべき。

c. 端的に申請から受理までに時間を要した事例と、自ら取り下げた事例に関する実態調査という形で検討したほうが適切。

③各委員より、以下要旨の意見が挙がった。

ア．先日の CISTEC 工作機械分科会において、経済産業省安全保障貿易審査課の伊藤上席より、他社を含め経産省へ輸出許可申請の実績がある最終需要者案件は受理後概ね 30 日程度、他社を含め初めての最終需要者案件は受理後 60 日を超える場合があるとの話があった。そのため、受理後 90 日超の案件が少ない場合は、受理後 60 日超の案件も調査対象としてはどうか。

イ．輸出許可申請から 90 日なのか、安保審査課受理から 90 日なのか数字の条件を明確にした方がよい。

⇒受理後 90 日として調査を希望。（片山委員）

ウ．申請後に疑義があれば経済産業省から照会があり、回答内容が適切であれば受理、問題があれば取下げとなることから、Q3 の質問事項としてはふさわしくないのではないか。

⇒受理後に追加資料の提出を求められる場合もあることから、Q3 を設けた。（片山委員）

エ．最近、受理後 90 日を超えた案件が 1 件あった。それ以外の案件は比較的許可されているものの、受理後の許可まで約 2 か月を要するな

ど、審査期間が長くなっていると感じる。

オ．今年に入って以降、経産省側で審査に時間を要する要因が以下の要因であると聞いたことがある。

a. ロボット関係、工作機械周辺機器、半導体関係の審査案件は慎重となり、時間を要している。

b. 仕向け先は中国（特にローカルの工作機械メーカ）が慎重になりやすい。

c. 経済産業省内で審査担当者の異動等に伴う引継ぎに時間を要することも、審査期間の長期化の一因となっている。

カ．ロボット関係、工作機械周辺機器など用途によって審査期間に差があるようであれば、Q5 に工作機械、半導体、ロボット等の用途区分を追加した方がよい。

キ．本調査を継続して実施するのか、今回限りとするのか、また継続する場合の目的についても整理が必要。加えて、審査期間が長くなる要因の一つとして審査担当者による違いも考えられることから、担当審査官について確認する設問を設けた方がよいのではないか。

⇒事務局より、委員の意見を踏まえると受理後 90 日を超える案件は多くないと考えられることから、現時点では単発の調査を前提に実施したい。また、担当審査官に関する設問については、内容がセンシティブであるため、記載は控えたい旨の回答があった。

ク．アンケートでなく、事前に事務局からメールで受理後 90 日を超えた案件の有無を確認し、該当案件がある企業に対して個別に調査を行った方が、アンケートの配布や集計に係る工数を削減できるのではないか。また、その際可能であれば不許可になった事例も聞いてもらいたい。

⇒事務局よりメールによる事前調査を実施した後、今後のアンケートについて検討したい。

④大友部会長より、「まずはメールベースで昨年度（2025 年 4 月～2026 年 3 月）の期間に該当案件があるかどうかを確認し、単発の調査を前提に進めることとする。その結果を踏まえ、対応について今後の部会で検討していきたい。また、不許可となった事例については、90 日超に限らず昨年度に該当案件があったかどうか確認することとしたい。」旨の発言があった。

（２）輸出管理における AI の有効活用について

①事務局より、資料 No.2 に基づき、安全保障輸出管理における顧客審査（スクリーニング）及び AI 活用に関するアンケート（案）の内容につ説明があった。また、アンケート内の Q5「日本工作機械工業会（本会）への要望」について、スクリーニングツールの共同購買やベンダー

とのマッチングの提供は難しい旨説明があった。

②大友部会長より、「アンケート項目について、実施趣旨と異なる設問も見受けられるため、その点も含めてご意見をいただきたい。」旨の発言があった。

③各委員より、以下要旨の意見が挙がった。

ア．Q2「顧客審査（スクリーニング）の運用体制について」は、ツールとリストが混在しているように見受けられる。Q2-1 ではスクリーニングを行う際のリストが網羅されている。一方で、Q2-2 では、Dow Jones 等の資本関係等を確認するためのツールについての設問となっており、スクリーニングツールを調べたいのか、スクリーニング時に確認すべきリストの網羅性を聞きたいのかが分からない建付けになっている。

イ．前回の議論では、生成 AI を用いて企業情報を確認する際のプロンプト例を共有することを目的としていたため、Q3 は当初の目的に近い設問である。

ウ．AI の活用に関する調査なのか、顧客審査の運用実態に関する調査なのか、趣旨が分かりにくい内容となっている。

エ．Q2-2 の 50%ルールへの対応については、CISTEC の CHASER では未対応になり、別サービス利用を検討する必要があることから、発案者が本アンケートで伺いたい主な目的なのではないか。

オ．AI の導入ではなく、顧客審査で AI を活用している場合、どのように活用しているかを確認する設問とし、詳細は自由意見でよい。

カ．プロンプトの聞き方に加え、それを信じて対応したことによる失敗事例などを共有できるとよい。

キ．AI の活用に主眼を置くのであれば、まず AI を活用しているかどうかを確認する設問から始めるべきである。また、アンケート形式で実施するとなると、単発か継続か、得られた内容をどのように活用するかなど整理すべき点も多いことから、事例収集とした形で実施し、各社への共有可否を確認する設問を設け、共有可能な事例を各社に共有することで、他社に気付きを与えるような調査としてはどうか。

④事務局より、「提案者が本アンケートを提案した趣旨を振り返ると、米国商務省 BIS の 50%ルールへの対応により、従来の顧客審査では対応が難しくなっていることを踏まえ、AI を活用することで対応できるのではないか、また各社がどのように活用しているのかを知りたいという点が出発点であった。そのため、真に知りたいのは、50%ルールに各社がどのように対応しているのかという点であると推察される。」旨の発言があった。

⑤④の発言を受けて、委員より、「発案者の意図は、50%ルールだけではなく、外為法の対応など人手では対応が難しい業務全般において、AI を活用できないかという趣旨であると推察している。そのため、各社が AI をどのように活用しているかを確認した上で、プロンプトの書き方などの活用事例を共有する形で、一旦進めてはどうか。」旨の発言があった。

⑥事務局より、「アンケートの設問内容がテーマと一致していない部分もあるため、発案者に対し、50%ルールへの対応における AI の活用方法を知りたいのか、50%ルールへの対応のために利用しているツールを知りたいのか、あるいは顧客審査におけるプロンプトを把握したいのかなど、本アンケートの趣旨を改めて確認したい。」旨の発言があり、発案者の意向を踏まえ、調査内容を次回部会で協議することとした。

⑦柴田副部会長より、CISTEC の安全保障情報分科会について以下の情報共有がなされた。

ア．安全保障情報分科会では、昨年度から AI をテーマとして取り上げており、議論の中では 50%ルールについても取りあげられている。

イ．昨年度の分科会参加企業は約 35 社であったが、今年度は約 75 社と倍増しており、各社の関心の高さが表れている。

ウ．昨年度は「AI で何ができるか」、今年度は「AI をどのように活用するか」をテーマとしており、今後は提言を取りまとめ、CISTEC の総合データベースとの連携も視野に入れた活動を目指している。

エ．発案者が CISTEC の賛助会員であれば、本分科会の活動についても紹介してはどうか。

（３）2026 年度各種講習会・研修会について

①事務局より、資料 No.3 に基づき、「2026 年度工作機械の輸出管理講習会」、「2026 年度工作機械の輸出管理研修会」及び「2026 年度工作機械の海外向け輸出管理講習会」に関する講演項目案について、以下要旨の説明があった。

ア．2026 年度工作機械の輸出管理講習会国内開催について

a. 「1.工作機械の輸出管理制度の仕組みについて」および「2.工作機械の輸出許可申請の工程について（貨物を中心に）」は昨年を踏襲。

b. 「3.直近の改正内容に基づく対応」は「直近の政省令改正内容」のみとしており、その他は最近大きな改正がないため、現時点では講演項目はブランクとしている。

イ. 2026 年度工作機械の輸出管理研修会について

a. 「1.工作機械貨物（技術）の輸出時（提供時）のポイント」は昨年を踏襲。

b. 「2.日工会発行文書の解説」は、継続実施となった「中古工作機械の

実測結果製造者チェックフォーム活用状況等」アンケート結果及び製造者チェックフォームの更新内容を盛り込む予定。

ウ. 2026 年度工作機械の輸出管理海外講習会について

a. 講演項目は昨年度と同様。

b. 開催形式は、予算の都合により前回同様オンラインのみとしたい。

c. 講演時間は、前回は 3 時間を予定していたが、実際には予定より早く進行し、約 2 時間で終了した。アンケート結果では、講演時間について回答者全員から「適切だった」または「最適だった」との回答を得ていることから、今回は講演時間を 2 時間としてもよいのではないかと考えている。

②事務局より、資料 No.7 に基づき、各種講習会・研修会の実施スケジュールについて、説明があった。

③各委員より、各種講習会・研修会の講演項目について以下要旨の意見が挙がった。

ア. 2026 年度工作機械の輸出管理講習会国内開催について

a. プログラム 1 と 3 は内容が重複する部分もあることから、プログラム 1 に統合し、全体の流れの中で改正内容の変更点を説明する構成とした方がよい。時間的に厳しくなるようであれば、プログラム 1 を「1-1」「1-2」に分ける構成としてもよい。

b. BIS の 50%ルールへの対応は、講演項目のキーワードとしてどこかに盛り込んだ方がよい。

⇒講習会の中に顧客審査というキーワードがでてこないので研修会のテーマに盛り込む。

イ. 2026 年度工作機械の輸出管理研修会について

a. エンティティリストにおける 50%ルールなどを含め、EAR に関する基本的な部分は説明した方よい。

ウ. 2026 年度工作機械の輸出管理海外講習会について

a. 日本製中古工作機械の取扱いの規制が厳しくなる中、不適切な相手先から購入しないよう啓発できるとよい。また、不適切な経路で購入した場合には日本メーカーのサービスを受けられなくなる可能性があることについて周知できるとよい。

b. 日本の法律を説明するだけでは自分ごととして捉えにくい懸念があるため、各国の法律を整理したマトリックスを活用し、まず講演を行う対象国にも同様の輸出管理制度が存在することを示した上で、同じ枠組みで動いていることを冒頭で共有することで、輸出における法令遵守の必要性を意識づけできるとよい。

c. 現地法人及び現地商社向け誓約書違反の主なポイントをホームページで啓蒙しているが、それに加え、中古機の規制内容についても周知するとともに、不適切な相手先から中古機を購入しないよう、正規ルートからの購入を促す注意喚起はした方がよい。

d. 講演時間は、間を見て 2 時間 30 分程度で設定してよいのではない

か。

④事務局からの提案の各種講習会・研修会の講演項目案及びスケジュール案については、概ね委員の了解が得られた。本日の意見を踏まえ、講師を選定の上、講演内容等の詳細を詰めることとした。また、海外講習会の開催国候補は、後日事務局より英語圏の国を中心に中国以外の国を対象として、部会委員にメールにて候補国の提示を依頼することとした。

（4）工作機械規制内容変遷の検討

①大友部会長より、「分担箇所を改めて確認したところ、別表第 2 の 3 は改正頻度が高く、多い時は年に数回改正されている。また、法令集のみでは正確な改正の変遷を把握することが難しく、2019 年以前の部分も誤記が散見された。前回の部会では、パブリックコメントの募集開始前に、8 月末までに原稿の校正を完了する方針であったが、現状では修正箇所が多く、整理後の内容確認・検討も必要となることから、当初スケジュールでの対応は難しい状況であると考えられる。そのため、発行時期を見直し、日工会の年度末である翌年 5 月頃の発行とする方向で進めたい。」旨の発言があった。

②各委員より、以下要旨の意見が挙がった。

ア．電子版と紙版の両方を発行する場合、翌年度 5 月末に紙版および電子版を発行し、その後、変更箇所を反映したものを電子版で数か月後に更新すればよいのではないか。

イ．　別表第 2 の 3 は細かい内容までは記載せず、関係省庁が公表している情報へのリンクを掲載する対応とするのがよいのではないか。

③各委員の意見を踏まえ、別表第 2 の 3 は更新を行わないこととした。また、作業スケジュールについては、2026 年 6 月末までに各担当に割り振った箇所の原稿内容を確認・更新してもらい、その後、内容の確認等を 2027 年 3 月までに完了させ、冊子発行を 2027 年 5 月末までに行うこととした。

④作業完了済みの原稿について各担当委員から説明があった。なお、別表第 2 の 3 については更新しないこととしたため、該当部分は削除した。詳細は別紙 1～4 を参照。

（5）その他

①柴田副部会長より、「先日、経済産業省安全保障貿易審査課伊藤上席と面談し、中古業者からの問い合わせ状況を共有したところ、業者名を概ね認識されていた。経済産業省側は中古業者の実態を一定程度把握しており、各社においても中古業者への問い合わせ状況を含めた情報共有を積

極的に行うことを推奨したい。経済産業省側も前向きな姿勢である。」旨の情報共有がなされた。

②次回（第 12 回）を 2026 年 7 月 15 日（水）㈱IHI（群馬太田工場）原動機の工場見学（部会兼ねる）を予定。㈱IHI 原動機への質問事項について、後日事務局からメールで依頼するため、7 月 3 日までに事務局へ回答するよう依頼があった。なお、回答の可否については、㈱IHI 側で事前に確認いただく予定である。併せて、輸出管理海外講習会の開催国について、オンライン・英語での実施を前提とした開催国案を、7 月 3 日までに事務局へ提出するよう依頼があった。

③次々回（第 13 回）部会を 2026 年 8 月 28 日（金）13:00～17:00、機械振興会館とオンラインにて開催。

以上

配布資料

(1) 2026 年度 輸出管理委員会の活動に関するアンケートについて EL 許可までに時間を要した事例および断念した事例の把握調査
(2) 安全保障輸出管理における顧客審査（スクリーニング）及び AI 活用に関するアンケート（案）
(3) 輸出管理講習会・研修会・講演項目変更（案）
(4) 2025 年度工作機械の輸出管理講習会 開催結果（抜粋）
(5) 2025 年度工作機械の輸出管理研修会　開催結果（抜粋）
(6) 2025 年度 海外向け工作機械の輸出管理講習会　アンケート集計結果
(7) 国内講習会・研修会・海外講習会共通の実施予定表
(8)【変遷】2.14 数値制御装置の技術・プログラム
(9)【変遷】 2.9 歯車製造用工作機械
(10)【変遷】2.12 数値制御装置
(11)【変遷】 2.13 運動制御用組立品

参考資料

1. 外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引(P.10)
2. 外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引(P.15)